

者の爲に後に没収せられ侍。

三上郡山形に當る所を勅達してあると
と稱を別當に寺本^{ニあるといふ}の^{ニあるといふ}の山号と平
地山と稱してある山といふ号なり。白山日
光山のこく神号に稱を(ま)山といふあ
さり處之大相忌月山あるといふ可なり
ある山大相忌月山ある神社あるといふ可
かり二社の名の下にあるの二字を付る
ありといふありとく至るをなす稱事ありて
禁裏仙洞兩神所とありありとありありとあり

大相忌月山神社といふ所は二ヶ所あり
て之をある神社のやうに號し侍るあり
宝永年中多海月山ある勅達之地とは著
得なり延享式正統系は月山大相忌とあり
多海月山といふなり。神号に神号を對し
て月山大相忌とありあると稱しある山と
号する半字面はあつて、少の遠ひなれた
神社の爲に害ある事ハ甚ハ處に近き所
は曲尺はす分の見遠ひあれハ具合遠ひて
ね礎圖は中々ありて頗ること。裁りある